

## 契約条項 P-5764\_210118

### IT 監視・運用サービス（基本環境設定）

1. 甲は、「IT 監視・運用サービス（基本環境設定）」（以下本サービスという）を、次の条項にもとづき乙に依頼するものとします。
2. 乙は、別途甲乙で締結する乙所定の IT 監視・運用サービスに必要な設備等の環境（以下基本環境という）を、乙所定のデータセンターに構築するものとします。
3. 基本環境の詳細は、別途甲乙で合意するものとします。
4. 基本環境に接続する通信回線の契約、回線工事等の費用および回線利用料ならびに乙指定場所に設置するルーターは甲の費用で調達するものとします。
5. 乙は、本サービスが注文書記載の完了希望日までに完了できない事由が生じた場合、すみやかに甲に対し通知し、その扱いについて別途協議するものとします。ただし、前項の甲による調達が未完了の場合、乙はその責を負わないものとし、甲は直ちに当該調達を完了するものとします。
6. 本サービスは、甲の機器と基本環境との通信が可能となったときに完了とし、甲は終了確認証を乙へ提出するものとします。
7. 本サービスを完了後、甲は、注文書記載の支払条件にもとづき乙に本サービスの料金を支払うものとします。乙が、本サービスを着手したにもかかわらず、乙の責によらず本サービスを完了できなかった場合でも、甲は乙に対して本サービスの料金を支払うものとします。
8. 本サービスの実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、乙は、本サービスの対価を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

以上